

平成29年労第413号
併合
平成29年労第414号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分をいずれも取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院に採用され、非常勤看護師として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務先の病院において、同僚の看護助手と二人で重度の患者を移動させようとしたところ、同看護助手とのタイミングが合わず、請求人の身体が極端な前屈位となり、首を負傷し（以下「本件災害」という。）、同月〇日、「頸椎捻挫」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。

請求人が治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。請求人は、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで、再審査請求を棄却している。

- 3 一方、請求人は、治癒後、「変形性頸椎症」の傷病名で療養したことにつき、頸椎捻挫が再発したものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。請求人は、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで、再審査請求を棄却している。
- 4 その後、請求人は、平成〇年〇月〇日から出現した歩行困難と上肢の麻痺は、頸椎捻挫が原因であるとして、その後に受診したC病院の療養についても、頸椎

捻挫が再発したものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。請求人は、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで、再審査請求を棄却している。

- 5 請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「神経因性膀胱」の傷病名により加療し、同傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件第一処分」という。）をした。

さらに、請求人は、同年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「頸髄損傷、四肢筋力低下の疑い」により加療し、同傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件第二処分」という。）をした。

本件は、請求人が、これらの処分を不服として、各処分の取消しを求める事案である。

- 6 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し各々審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこれらの決定を不服として順次再審査請求をした。

当審査会は、これら本件第一処分及び本件第二処分に係る各再審査請求（以下、「本件第一事件」、「本件第二事件」という。）について、併合して審査を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第14条の2の規定により、併合したものである。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争点

請求人の主張する各疾病が、頸椎捻挫の再発に基づく傷病によるものと認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、①神経因性膀胱及び②頸髄損傷、四肢筋力低下の疑い（以下「頸髄損傷等」という。）は、平成〇年〇月〇日（治癒時）の「頸椎捻挫」（以下「原傷病」という。）の再発である旨主張しているものと解されることから、以下に検討する。

(2) まず、①神経因性膀胱についてみると、F医師は、平成〇年〇月〇日付け労災協力医助言・指導記録票において、要旨、「C病院及びD病院における検査結果を踏まえると、本人の自訴、軽度検査結果に異常がある限り、神経因性膀胱を疑わざるを得ないが、原傷病との因果関係については否定も肯定もできない。」と意見している。

当審査会としても、請求人の症状経過及び本件第一事件に係る各医師の見解を精査したところ、F医師の上記意見は妥当なものであると判断する。そうすると、一件記録を精査するも、医学的な因果関係を認める所見が他にない以上、神経因性膀胱は、原傷病との間に相当因果関係を認めることはできないから、本件第一事件決定書理由に説示するとおり、原傷病の再発とは認められないものと判断する。

(3) 次に、②頸髄損傷等についてみると、一件記録を精査するも、原傷病との医学的因果関係をうかがうことのできる所見がない上、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「原傷病の再発などではなく、平成〇年〇月〇日の症状固定の判断が可とされる。」旨意見しており、同意見について、H医師も是認する旨述べている。

当審査会としても、請求人の具体的な検査所見を踏まえたG医師及びH医師の上記各意見を妥当なものと判断する。そうすると、本件第二事件決定書理由に説示するとおり、頸髄損傷等を原傷病の再発と認めることはできないものと判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記における判断を左右するに足る資料は見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件第一処分及び本件第二処分はいずれも妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。